

# 奥尻町防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 奥尻町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第223号)及び奥尻町防災会議条例(昭和38年条例第4号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という。)に事故あるときは、防災会議の委員(以下「委員」という。)である奥尻町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は会長が召集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(代理出席)

第4条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(議事)

第5条 防災会議は、過半数の委員(代理者を含む。)が出席しなければ会議を開き議決することができない。

(委員の異動報告)

第6条 奥尻町防災会議条例第3条第5項第1号から第3号、第6号から第10号の規定により職能をもって任命された委員の変更があった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び移動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この規定は、令達の日から施行する。